

(写)

別添 3

医政発 0325 第 2 号

平成 26 年 3 月 25 日

(別記 1 : 医療関係団体の長) 殿

厚生労働省医政局長

医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する
相談窓口の設置等について (依頼)

診療報酬改定においては、健康保険事業の健全な運営を図るため、薬価を市場実勢価格に応じて引き下げているところであり、厚生労働省において、「医薬品価格調査」を行い、医薬品ごとの市場実勢価格を把握し、薬価改定の重要な参考資料としていますが、別途実施している近年の「価格妥結状況調査」の結果では、「医薬品価格調査」時の妥結率は低下傾向にあります。

この妥結率の低下は、中央社会保険医療協議会の議論の中でも指摘があり、妥結率が低い場合は、「医薬品価格調査」の障害となるため、別添 1 のとおり、平成 26 年度診療報酬改定において、毎年 9 月末日までに妥結率が 50% 以下の保険薬局及び保険医療機関（許可病床数が 200 床以上である病院に限る。）（以下「保険薬局等」という。）について、基本料の評価の適正化を図ることとなりました。

一方、この改定により、医薬品卸売販売業者が取引において保険薬局等に対して優位な立場にならないような仕組みの必要性が求められていることから、厚生労働省としては、妥結率が低い保険薬局等に係る医療用医薬品の流通上の適正化策として、保険薬局等を対象に、医療用医薬品購入の取引がある医薬品卸売販売業者に関する相談窓口を医政局経済課（以下「経済課」という。）に設置しました。

相談を受けた内容により、経済課から当該保険薬局等と取引のある医薬品卸売販売業者に対して事実関係の確認を行い、その結果、価格交渉の促進を図る必要があると判断した場合には行政指導等を実施することとし、行政指導等の取扱いについて、別添 2 のとおり「医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための運用方針」を定めました。

ついては、貴職におかれましては、貴管下の会員に対して、相談窓口を設置したこと及び本相談窓口の活用について、周知徹底をお願いいたします。

(別記1：医療関係団体の長)

公益社団法人 日本医師会会長
 公益社団法人 日本歯科医師会会長
 一般社団法人 日本病院会会長
 公益社団法人 全日本病院協会会長
 一般社団法人 日本医療法人協会会長
 公益社団法人 全国自治体病院協議会会長
 公益社団法人 日本精神科病院協会会長
 一般社団法人 日本私立医科大学協会会長
 一般社団法人 日本私立歯科大学協会会長
 公益社団法人 日本薬剤師会会長
 一般社団法人 日本病院薬剤師会会長
 一般社団法人 日本保険薬局協会会長